

(教習所ホームページ：お知らせ)

「令和8年4月より、技能教習のキャンセル料金を徴収します。」

- ◆ 令和8年4月より、予約した技能教習を当日にキャンセルしたときは、キャンセル料金（1時限分）を徴収します。

- 全額徴収 ⇒ 連絡なしや遅刻により、予約した技能教習（1時限）が実施できなくなった（現実的にキャンセルとなった）とき。
- 半額徴収 ⇒ 個人の都合（連絡あり）により、予約した技能教習（1時限）をキャンセルしたとき。

- ※ ただし、当日のキャンセルであっても、やむを得ない理由（体調不良や伝染性疾患など）により、教習開始時刻の2時間前までに連絡のうえキャンセルしたときは、徴収しません。

◆ キャンセル料金について

技能教習は、教習生の皆さんの予約に基づき、指導員の配置や配車計画など様々な準備をしたうえで実施していますが、当日のキャンセルでは、こうした予定を変更することができません。また、その時間を希望していた他の教習生にも迷惑がかかることとなります。

キャンセル料金の徴収は、お金をいただくことが目的ではなく（前日までのキャンセルは無料）、教習生の皆さんや自動車教習所の限られた時間を大切にするための取り組みですので、ご理解とご協力をお願いします。

◆ キャンセル料金（税込）の金額

○ 全額徴収 ⇒ 技能教習料金（1時限）の全額

免許区分	キャンセル料金
普通自動車（第一種）	5,500円
普通自動車（第二種）	6,160円
準中型自動車	6,380円
中型自動車	6,820円
大型特殊自動車	7,370円
小型自動二輪車	5,170円
普通自動二輪車	5,170円
大型自動二輪車	5,610円

○ 半額徴収 ⇒ 技能教習料金（1時限）の半額

免許区分	キャンセル料金
普通自動車（第一種）	2,750円
普通自動車（第二種）	3,080円
準中型自動車	3,190円
中型自動車	3,410円
大型特殊自動車	3,685円
小型自動二輪車	2,585円
普通自動二輪車	2,585円
大型自動二輪車	2,805円